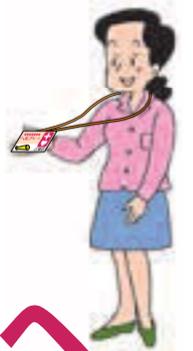
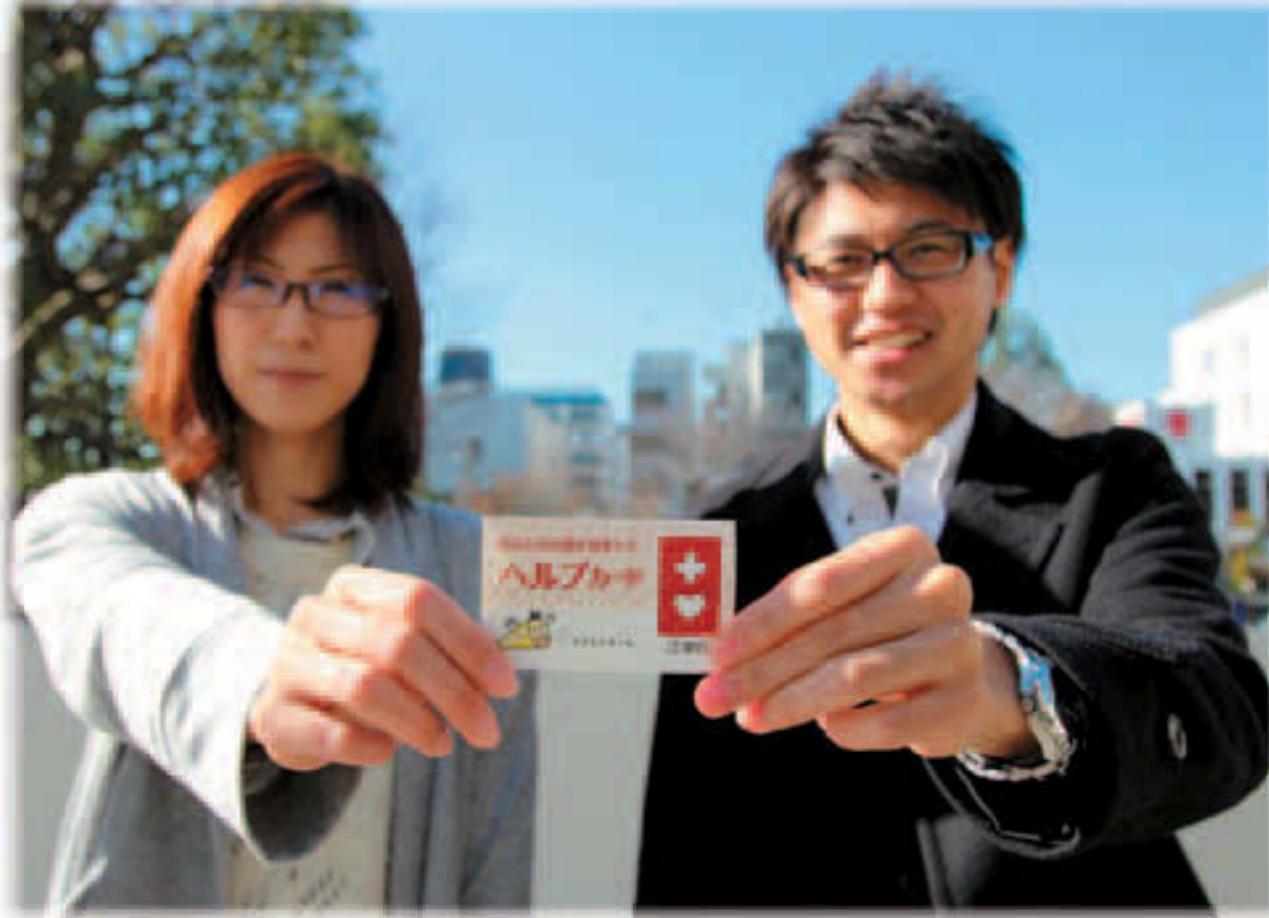


# あなたの支援が障害者の安心に



## 声に出せない「助けて」を伝えるヘルプカード 配付開始

区では、1月24日から障害のある方にヘルプカードの配付を開始しました。このカードは、本人の氏名や手伝ってほしい事などが記載され、持ち歩くことで、困っているときに「助けてほしい」という気持ちを伝えられるとともに、周囲の人にとっても、どのように支援すればよいか分かるようになっていくものです。お互いに声をかけあい、「こころのバリアフリー」を実現する、その最初の一步が、このヘルプカードです。



▲ヘルプカードが人と人をつなぎます

### ヘルプカードとは?

ヘルプカードは、障害のある人が、支援を必要とするときに周囲に助けを求める新たな手段となるものです。外見では障害がほとんどわからない方や、コミュニケーションをとるのが難しい方などの「助けてほしい!」という声に代わります。これまで、区市町村ごとのヘルプカードは存在してきましたが、今回区内で統一的に活用できるように東京都が様式を定めました。区では、その様式を使用し、一部に区独自のデザインを取り入れています。

### 氏名・連絡先・手伝ってほしい事などを記載

カードには、本人の氏名や緊急連絡先、手伝ってほしい事などが記載されています。今まで「困っているようだけど、どう支援したらいいかわからない」と思っていた人にも、ヘルプカードによって気軽にコミュニケーションをとれるきっかけになります。また、本人やその家族にとっても万が一のとき、「周囲の人に助けてもらえる」という安心感につながります。

### 障害のある人が困っていたら、まずは声かけを

今後考えられる活用場面は、災害時、パニックや発作を起したとき、日常生活で助けが必要なときなどです。カードに書かれている支援の内容は、誰でも可能なものです。困っている人がいたら、まずは次のような

対応をお願いします。

- 優しく声をかけてください
- 相手に伝わっているか確認しながら、ゆっくり話してください
- ヘルプカードの中に書かれている内容に沿って、連絡や支援をしてください

### 区役所、保健所、各保健相談所で配付中

カードは配付を始めています。必要な方は配付場所までお越しください。必要な書類等はありません。外出が困難な方には郵送も可能です。大きさは運転免許証と同じで、首から下げるケース

表面

裏面

中面

氏名	江東 花子	生年月日	1947年 3月15日
住所	江東区東陽4-11-28		
血液型	A型 RH(+-)		

・日中は江東太郎に連絡をしてください。  
 ・災害時の家族の集合場所は、江東区の〇〇公園です。誘導をしてください。

連絡先1	名前	江東 太郎
	連絡先	3647-4953
連絡先2	名前	城東 一郎
	連絡先	XXX@〇〇.ne.jp
かかりつけ医療機関	深川ささえーる病院	

1スも一緒に渡します。また、ヘルプカードは重要な個人情報です。大切に保管してください。全て記入する必要はないので、使用する方によって未記入の項目があっても構いません。

☎(3647)4953  
 障害者支援課相談第二係  
 ☎(3647)4958  
 e shinsho-sodan1-k@city.koto.lg.jp

東京都知事選挙 投票時間 2月9日(日) 午前7時~午後8時

# 肝炎医療費助成 対象となる治療法が追加

## 該当する方は3月末までに手続きを

B型C型肝炎の方 受けられる医療助成について、次の治療法が新たに助成の対象となりました。該当する方は申請手続きを行ってください。

○C型肝炎に対するペグインターフェロン、リバビリン およびシメプレビル3剤併用療法(平成25年12月4日から追加)

■必要書類を持参し、保健所各保健相談窓口へ  
■保健予防課保健係  
☎(3647)5906

# 麻疹風しん混合(MR) ワクチンの接種

## 法定期間内に必ず2回の接種を

麻疹ウイルスは、感染力が非常に強く特効薬もないため、かかると重症化しやすい病気です。風しんウイルスも特効薬がなく、大人が風しんにかかること、子どもの場合より重症になることが多いと言われています。妊娠早期の女性が風しんにかかった場合、先天性風しん症候群という病気を発した赤ちゃんが生まれる可能性が高くなります。

感染予防には2回のワクチン接種が必要です。

麻疹風しん混合(MR)ワクチンは、1期(1歳になってから2歳になるまでの1年間)と2期(小学校就学前の4月から3月までの1年間)で2回接種します。それぞれ法定接種期間が定められていますので、期間内に接種してください。

# 無年金の在日外国人の方等に特別給付金 国民年金制度対象外のため 受給資格を得られなかった方へ

在日外国人(特別永住者や特別永住者から帰化した方等)で、国民年金の制度上、老齢基礎年金等を受給できない高齢の方、または重度の障害があり障害基礎年金を受給できない方に給付金を支給します。申請方法など詳細はお問い合わせください。

①区内で住民(外国人)登録を行った日から引き続き2年以上区内に居住している特別永住者の方等で、次の①②のいずれかに該当する方※生活保護受給者や公的年金受給者、所得が基準額を超えている方等を除く  
①大正15年(1926年)4月1日以前に生まれた方で老齢基礎年金等の受給資格のない方  
②昭和57年(1982年)1月

# 亀戸・大島地区「パートタイム」就職面接会 企業の担当者へ直接面接

2/26(水)

区では、パート就労にかかる合同面接会をハローワーク木場と共催します。今回の就職面接会では、亀戸・大島地区に就業場所がある企業10社程度が参加し、その企業の担当者へ、直接面接ができます。

※参加企業はおおむね開催1週間前にハローワーク木場ホームページ(HP) <http://tokyo-hello.worksite.mhw.go.jp/list/kiba.html> で紹介されます  
【受付時間】2月26日(水) 午後1時30分～3時30分  
【場】商工情報センタービジネス

# 青少年講座 就活のキホン実践編

## 面接マナーや自己PR方法を学ぼう

正規雇用を目指す一般求職者、および学生を対象とした就職対策セミナーです。面接マナーや自己PRの方法など、面接に役立つノウハウを教わり、本番を想定した模擬面接では講師からの個別評価を受けられます。自

分をアピールすることが苦手な方、面接に初めて臨む方も、実践経験で自信をつけ、就活本番への準備をスタートさせましょう。  
【時】2月19日(水)午後6時30分～9時、2月22日(土)午後

# 区民保養施設の「ご利用を！」

## 一部施設の4月からの料金表示を外税方式に変更

区では、皆さんに楽しいひとときを過ごしていただけるよう、区民保養施設を開設しています。どうぞご利用ください。

また、消費税率の引き上げに伴い、これまで総額(内税)方式で表示していた区民保養施設「鬼怒川プラザホテル」、「ホテル暖香園」の利用(宿泊)料金を4月1日(火)の宿泊分から外税方式に変更します。

利用できる区内在住の方(2人以上) ※高校生以下の方だけの利用はできません  
【施設料金】下表のとおり  
【利用日数】2泊3日まで  
【申込方法】区役所、各出張所・図書館・文化センターにある申込専用往復はがきに必要な事項を記入し、切手を貼って郵送(同一人の複数申込はすべて無効)  
【申込期間】利用したい月の2か月前の1日から17日まで(消印有効)  
【公開抽選】毎月22日(区役所が休みの場合は原則その前日)に区役所にて受付順位を決める公開抽選を実施。結果ははがきで通知  
【空室申込】利用したい月の前月の1日から、利用したい日の3日前まで次の委託会社で受付。なお、利用日間に申込の場合、利用承認書を委託会社の窓口まで受取に行ってください

【委託会社】(株)日本旅行  
〒53693950  
☎(5369)3950  
土・日曜、祝日・亀戸サンストリート営業所(午前10時30分～午後6時)  
☎(5627)6221  
☎(3647)4962

区民保養施設(4月～)

施設名	借上室数 (年末年始以外)	利用人数 (年末年始以外)	利用料金(消費税・入湯税別)			備考	
			利用日	中学生以上	小学生		3歳以上の未就学児
鬼怒川プラザホテル (栃木県日光市)	和室 2~5室 (時期により借上室数に変更)	2~10人	①期間	9,380円	6,660円	4,760円	消費税・入湯税は別途お支払いください サービス料を含む
			②期間	7,000円	5,000円	3,570円	
			③期間	6,040円	4,330円	3,090円	
ホテル暖香園 (静岡県伊東市)	和室 3~5室 (時期により借上室数に変更)	2~8人	①期間	10,330円	7,190円	5,230円	
			②期間	7,470円	5,190円	3,810円	
			③期間	6,520円	4,520円	3,330円	
湯本富士屋ホテル (神奈川県箱根町)	和洋室 4~5室 (時期により借上室数に変更)	2~6人	①期間	12,000円	8,400円	6,000円	
			②期間	9,000円	6,300円	4,500円	
			③期間	8,000円	5,600円	4,000円	
おんやど恵 (神奈川県湯河原町)	和室 4室	2~5人	①期間	10,000円	7,000円	5,000円	
			②期間	7,500円	5,250円	3,750円	
			③期間	6,500円	4,550円	3,250円	

①期間:12/31~1/3 ②期間:4/28~5/4、7/21~8/31および①期間以外の休前日 ③期間:①②期間以外の日

# 統計調査員を募集

## 区内事業所へ調査票配布・回収など

6月から7月にかけて実施する「経済センサス基礎調査及び商業統計調査」の調査員を募集します。この調査は「事業所の国勢調査」とも呼ばれる大規模な調査です。調査員に任命された方は区内の一部地域を担当し、対象の事業所(会社や工場、商店など)を訪問し、調査票の配布や回収を行います。

調査活動は主に平日の日に中行うため、その時間に活動できる方をお待ちしています。

### 応募要件

- 20歳以上70歳以下の健康な方
- 警察・税務・選挙に直接関係のない方
- 暴力団と関係のない方
- 江東区の統計調査員として登録していない方
- 報酬約5万円(交通費込み) ※実働は1日3時間(10日間程度)を予定
- 募集人数50人程度(選考により決定)
- 選考方法面接(写真付履歴書と本人確認書類(運転免許証など)を持参してください)
- 締 2月28日(金)
- 申 電話で地域振興課統計調査係 ☎(3647)4965

# 家事、介護、産前産後のお手伝い

## 「ふれあいサービス」協力会員募集

ふれあいサービスは、高齢の方から障害のある方、産前産後の世帯など援助が必要な方を対象に、家事や介護のお手伝いをしてくださる協力会員(有償ボランティア)を募集しています。現在、サービスの利用を希望する方が増えています。地域の助け合いにご協力をお願いします。

登録資格18歳以上の心身ともに健康な方。資格・経験・性別・居住地は問いません。

活動内容および謝礼金

- 家事援助サービス(食事の支度・洗濯・掃除代行など) 1時間700円または840円
- 介護サービス(車いす・外出届いたでしょうか。若さの特権は時間があること、すなわちやり直しがきくことだと思います。失敗や恥をかくことを恐れず、自分の夢や希望を実現するために何度でも挑戦してください。はじめからあきらめずに、まず行動を起こしましょう。行動の先にはきっと新しい道が開けます。それが「一歩でも前に」の精神だと思います。また、どんな時も感謝の気持ちを忘れないでください。ご両親をはじめ、学校の先生や近所の方々等、多くの人たちに見守られ、皆さんは成長したのです。皆さんが誇れる江東区であるために、私も努力を続けます。新成人の皆さんの今後の活躍を、心から期待し応援します。

濯代行) 1回700円  
 登録説明会 時 3月1日(土) 午前10時~午後0時30分 場 高齢者総合福祉センター(東陽6-12-17) 入 50人(申込順)  
 事業の説明と登録手続き  
 申 2月7日(金) から電話で江東区社会福祉協議会福祉サービス課 ☎(5683)1571

## 江東さんかカード事業情報誌

### 「いざいざ」か通信」配布中

観光施設の紹介など内容が盛りだくさん  
 江東さんか協賛店や地域の情報を発信する「いざいざか通信」を配布しています。区内で楽しめる公園や観光施設の紹介、イベント情報など内容が盛りだくさん。カードがなくてもこの情報誌を提示すれば、協賛店が独自に提供する特典や観光施設からの特別特典が受けられるお得な情報もあります。ぜひご覧になり、ご活用ください。

配布場所: さんか協賛店、経済課商業振興係 ☎(3647)9502



▲A5サイズで持ち運びにも便利

## 区政最前線

区長室から



江東区長 山崎孝明

### 新成人おめでとう!! 夢をあきらめないで一歩でも前に進もう

1月13日、ティアラこうとうで成人式が開催されました。当日は晴天にも恵まれ、多くの新成人の皆さんが参加し、振袖や羽織袴、スーツ姿の若者で会場は華やかな雰囲気になりました。運営にご協力いただいた皆様に感謝を申し上げます。

今年がゲストに、昨年のI.O.C総会で素晴らしいプレゼンテーションを行い、東京2020オリンピック・パラリンピック開催決定に大きな功績を残した、佐藤真海選手をゲストにお招き

し、新成人の皆さんにI.O.C総会さながらの熱いメッセージをいただきました。佐藤選手は19歳の時に突然の病気で右足の膝から下を失いましたが、現在は義足をつけて陸上競技を続け、パラリンピック日本代表として3大会連続出場を果たし、今も夢の島競技場で練習を重ねています。「訓練をチャンスに変えて」「チャレンジが大事」「マイペースでも一歩でも前に進んで」という佐藤選手の話は、新成人の皆さんの心にとどるように

深川ご利益コース  
 下町情緒溢れる深川、亀戸地域のまちあるきガイドツアーを実施します。地域の歴史やおすすすめスポットをご案内します。

深川ご利益コース  
 2月28日(金)、3月1日(土) 出発時間 午後1時(午後3時解散) 1日1回開催 集 深川東京モダン館(門前仲町1-19-15) ※出発10分前に集合

深川ご利益コース  
 2月28日(金)、3月1日(土) 出発時間 午前10時(正午解散) 1日1回開催 集 亀戸駅前公園(亀戸2-21-9) ※出発10分前に集合

みなでまちをきれいにする運動 3/14(金)  
 区では、「みなでまちをきれいにする運動」(美化啓発キャンペーン)にご参加いただける町会・自治会、事業者等の団体を募集します。ごみやたばこのポイ捨てのない快適なまちづくりを進めるため、ご協力をお願いいたします。参加希望の団体はご連絡ください。

3月14日(金) 午前8時~雨天中止 場 東陽町駅周辺  
 歩道の清掃活動、ティッシュ配布、ハンドマイク等を使用した美化啓発の呼びかけ  
 締 2月28日(金)  
 申 環境保全課環境美化係 ☎(3647)9373

者同伴) 費 大人500円(資料代・保険代。小人無料)  
 申 2月5日(水) 午前9時から電話で江東区文化観光ガイド事務局(区役所文化観光課内)受付時間: 平日午前9時~午後5時 ☎(3647)8588

# 「田んぼの学校」参加者募集

## 家族で昔ながらの米作りに挑戦

横十間川親水公園の田んぼで、稲作を通して自然や文化を学ぶ「田んぼの学校」を開催します。無農薬、無化学肥料、無動力で昔ながらのお米作りに挑戦します。家族で、どろんこになって自然とふれあいませんか。

時 4月11日の日曜全10回(下表のとおり) 午前9時30分~正午 ※炊き出しがある回は午後1時まで 場 横十間川親水公園の田んぼ(東陽4-12-16地先) 入 全回参加でき、区内在住、小学生のいる家族45世帯(抽選。結果は3月中旬に通知)  
 費 一人年間300円(保険料)  
 締 2月28日(金) 必着

第1回	4/13	入学式、田んぼ探検
第2回	4/20	田おこし、苗床づくり
第3回	5/11	代かき(泥んこオリンピック)
第4回	5/25	田植え、早乙女コンテスト
第5回	6/15	自然観察(草花探し虫探し)
第6回	7/6	わら細工・はぎづくり
第7回	8/17	かかし作り
第8回	9/28	稲かり
第9回	10/12	脱穀
第10回	11/9	卒業式、収穫祭(餅つき)

※秋の予定は天候により変更あり

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 印ホームページ Eメール

# 税の申告はお早めに

## 税理士会が行う所得税還付申告受付 区が行う住民税申告受付

会場は **江東区文化センター**  
**2階に変更**

2/17(月)～3/17(月)

## 所得税

税務署で申告書作成などのアドバースを希望される方は2月17日(月)から3月17日(月)までの間に、必要な書類等(収入金額や各種控除などの確認書類(収入金額や経費・医療費の領収書はあらかじめ集計してください。)、前年申告書等の控え、印鑑など)を持参してください。会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべく早めにお越しください。

平成25年(2013年)までの各年分については、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源の確保のために、復興特別所得税(基準所得税額×2・1%)を計算し、所得税と併せて申告・納付します。

なお、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、平成25年1月1日以降所得税を徴収する際に、復興特別所得税が併せて徴収されています。

確定申告が必要な方  
次に該当する方は、確定申告が必要です。

○事業収入や不動産収入などがあり、収入金額から必要経費を差し引いた所得の合計額が所得控除の合計額を超える方  
○給与の収入金額が2,000万円を超える方

○1年間に負担した医療費が、原則10万円を超える方  
○中途退職後再就職しておらず、年末調整を受けていない方

○平成23年分から申告が不要となった方  
年金を受領している方で、次の①②両方に該当する方は所得税の申告が不要です。なお、所得税の還付を受ける場合は、申告が必要です。

平成25年(2013年)までの各年分については、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源の確保のために、復興特別所得税(基準所得税額×2・1%)を計算し、所得税と併せて申告・納付します。

確定申告で税金が還付される方  
次に該当する場合、確定申告をすれば税金が還付される場合があります。

○自宅を住宅ローンなどによって取得された方  
○1年間に負担した医療費が、原則10万円を超える方  
○中途退職後再就職しておらず、年末調整を受けていない方

○平成23年分の課税売上高が1,000万円を超える方  
○消費税課税事業者選択届出書を提出している方

○申告・納付期限 3月31日(月)  
贈与税(2月3日(月)から受付) [申告の必要な方]

○平成25年中に、個人から年間110万円を超える財産の贈与を受けた方  
○相続時精算課税制度の適用を受ける方  
○住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける方

○申告・納付期限 3月17日(月) [申告・納付期限] 3月17日(月)  
納税は便利な振替納税または電子納税で  
国税の納税には便利な振替納税または電子納税をご利用ください。

確定申告が必要な方  
次に該当する方は、確定申告が必要です。

○事業収入や不動産収入などがあり、収入金額から必要経費を差し引いた所得の合計額が所得控除の合計額を超える方  
○給与の収入金額が2,000万円を超える方

○1年間に負担した医療費が、原則10万円を超える方  
○中途退職後再就職しておらず、年末調整を受けていない方

○平成23年分の課税売上高が1,000万円を超える方  
○消費税課税事業者選択届出書を提出している方

○申告・納付期限 3月31日(月)  
贈与税(2月3日(月)から受付) [申告の必要な方]

○平成25年中に、個人から年間110万円を超える財産の贈与を受けた方  
○相続時精算課税制度の適用を受ける方  
○住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける方

○申告・納付期限 3月17日(月) [申告・納付期限] 3月17日(月)  
納税は便利な振替納税または電子納税で  
国税の納税には便利な振替納税または電子納税をご利用ください。

確定申告が必要な方  
次に該当する方は、確定申告が必要です。

○事業収入や不動産収入などがあり、収入金額から必要経費を差し引いた所得の合計額が所得控除の合計額を超える方  
○給与の収入金額が2,000万円を超える方

○1年間に負担した医療費が、原則10万円を超える方  
○中途退職後再就職しておらず、年末調整を受けていない方

○平成23年分の課税売上高が1,000万円を超える方  
○消費税課税事業者選択届出書を提出している方

○申告・納付期限 3月31日(月)  
贈与税(2月3日(月)から受付) [申告の必要な方]

○平成25年中に、個人から年間110万円を超える財産の贈与を受けた方  
○相続時精算課税制度の適用を受ける方  
○住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける方

○申告・納付期限 3月17日(月) [申告・納付期限] 3月17日(月)  
納税は便利な振替納税または電子納税で  
国税の納税には便利な振替納税または電子納税をご利用ください。

確定申告が必要な方  
次に該当する方は、確定申告が必要です。

○事業収入や不動産収入などがあり、収入金額から必要経費を差し引いた所得の合計額が所得控除の合計額を超える方  
○給与の収入金額が2,000万円を超える方

○1年間に負担した医療費が、原則10万円を超える方  
○中途退職後再就職しておらず、年末調整を受けていない方

○平成23年分の課税売上高が1,000万円を超える方  
○消費税課税事業者選択届出書を提出している方

○申告・納付期限 3月31日(月)  
贈与税(2月3日(月)から受付) [申告の必要な方]

○平成25年中に、個人から年間110万円を超える財産の贈与を受けた方  
○相続時精算課税制度の適用を受ける方  
○住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける方

○申告・納付期限 3月17日(月) [申告・納付期限] 3月17日(月)  
納税は便利な振替納税または電子納税で  
国税の納税には便利な振替納税または電子納税をご利用ください。

確定申告が必要な方  
次に該当する方は、確定申告が必要です。

○事業収入や不動産収入などがあり、収入金額から必要経費を差し引いた所得の合計額が所得控除の合計額を超える方  
○給与の収入金額が2,000万円を超える方

○1年間に負担した医療費が、原則10万円を超える方  
○中途退職後再就職しておらず、年末調整を受けていない方

○平成23年分の課税売上高が1,000万円を超える方  
○消費税課税事業者選択届出書を提出している方

○申告・納付期限 3月31日(月)  
贈与税(2月3日(月)から受付) [申告の必要な方]

○平成25年中に、個人から年間110万円を超える財産の贈与を受けた方  
○相続時精算課税制度の適用を受ける方  
○住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける方

○申告・納付期限 3月17日(月) [申告・納付期限] 3月17日(月)  
納税は便利な振替納税または電子納税で  
国税の納税には便利な振替納税または電子納税をご利用ください。

## あなたの申告は？ 要不要チェック表

○ここでは、主な例を挙げましたが、これに該当しない場合もあります。詳細は、税務署または区役所課税課にお問い合わせください。

あなたの場合	区役所に申告(住民税)	税務署に確定申告(所得税)
① 収入は給与所得のみで年末調整をしている。所得税・住民税は給与から差し引かれている	不要です※1	不要です(医療費等の控除の追加をする場合が返付される場合があります)
② 給与収入が2,000万円を超えている	必要です(所得税で確定申告された方は不要です)	必要です(還付を受ける場合は申告することができます)
③ 給与以外の所得が20万円を超えている		
④ 給与を2か所以上から受けている		
⑤ 昨年途中で退職し、年末調整されていない		
⑥ アルバイト・パート収入が103万円を超える(年末調整されてなく、基礎控除以外の控除はない)	不要です(源泉徴収されている方が申告すると返付されます)	不要です(還付を受ける場合は申告することができます)
⑦ アルバイト・パート収入が103万円以下	不要です※2(医療費等の控除の追加を受ける場合は申告することができます)	不要です(還付を受ける場合は申告することができます)
⑧ 公的年金収入のみで年金収入が400万円以下(2か所以上のところから支給されている場合はその合計)	不要です※2	不要です
⑨ 上記⑧の方のうち、65歳以上で年金収入が155万円以下または65歳未満で年金収入が105万円以下の方	不要です※2	不要です
⑩ 障害年金・遺族年金を受けていて、他に所得なし	不要です※3(申告が必要な場合があります)	不要です
⑪ 昨年の収入なし	不要です	不要です

※1 勤務先からの報告がありますので、申告は不要です。  
※2 公的年金の支払先からの報告がありますので、申告は不要です。  
※3 非課税証明書の発行や国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険などの基礎資料となりますので、収入の有無にかかわらず、申告が必要な場合があります。

得税の還付を受ける場合は、申告書提出が必要です。また、所得税の申告が不要でも、住民税の申告が必要な場合があります。  
①公的年金等の収入金額400万円(2か所以上のところから支給されている場合はその合計額)以下の方  
②公的年金等の雑所得以外の所得金額が20万円以下の方  
国税庁のホームページで申告書の作成が手軽に  
国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」は、24時間利用でき、画面の案内に従って金額等を入力すれば税額等が自動計算され、所得税、消費税および贈与税の申告書や青色申告決算書等が作成できます。  
確定申告書等の用紙や「所得税の確定申告書の手引き」は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

申告書の提出は郵送や時間外文書収受箱でも受付  
申告書はe-Taxによる送付、郵便等による送付、税務署の時間外文書収受箱への投かんでも提出できます。確定申告書等の控除に税務署の受付印が必要な場合は、ボールペンで記載した控えと返信先を記入し所要額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。  
[亀戸・大島・北砂・東砂・南砂・新砂]にお住まいの方の提出先  
江東区税務署(亀戸2-17-8)  
[江東区税務署管内を除く江東区]にお住まいの方の提出先  
江東西税務署(猿江2-16-12)

消費税・贈与税の申告および納付も忘れなく  
個人事業者消費税・地方消費税 [申告の必要な方(原則)]  
○平成23年分の課税売上高が1,000万円を超える方  
○消費税課税事業者選択届出書を提出している方  
[申告・納付期限] 3月31日(月)  
贈与税(2月3日(月)から受付) [申告の必要な方]  
○平成25年中に、個人から年間110万円を超える財産の贈与を受けた方  
○相続時精算課税制度の適用を受ける方  
○住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける方

納税は便利な振替納税または電子納税で  
国税の納税には便利な振替納税または電子納税をご利用ください。  
国外財産調書の提出制度  
居住者の方で、平成25年12月31日において、国外財産の価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、3月17日(月)までに国外財産調書を提出してください。

確定申告等の障害者控除認定書  
要介護度1以上で条件に該当する65歳以上の方に発行  
平成25年12/31(基準日)において、次の条件に該当される方に、確定申告および住民税申告で障害者控除の適用を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付します。なお、基準日現在、要介護4・5の方は、区の住民税申告時に限り、認定書のかわりに介護保険被保険者証を窓口に掲示または写しを添付することで障害者控除を受けることができます。詳しくはホームページをご覧ください。 [ ] 次の条件にすべて該当する方  
○区内在住で65歳以上  
○身体障害者手帳が交付されていない  
○介護認定が要介護1~5  
※要支援1・2の方は該当しません  
○区で定めた身体等の条件に該当する [ ] 身分証明書を持参し高齢者支援課高齢者相談係(区役所3階10番)窓口で ☎3647-4324、FAX3647-9247

## 住民税

申告会場が区役所隣の江東区文化センターに変更  
区から住民税の申告書を2月12日(水)に発送します(受付

①収入・所得を確認できるもの(給与や年金の源泉徴収票、給与明細書など) ②社会保険料(健康保険や国民年金)の領収書など ③生命保険料・地震保険料などの控除証明書 ④身体障害者手帳など ⑤医療費の領収書など ⑥印鑑